

61 農業水路等長寿命化・防災減災事業

令和8年度予算概算要求額 33,780百万円（前年度 28,150百万円）

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）
- 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕
- 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

＜事業の内容＞

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用等による水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保、農道（避難路等）の整備を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置※、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）、渇水対策のポンプ設置、農道（避難路等）の整備等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備※等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の活動を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

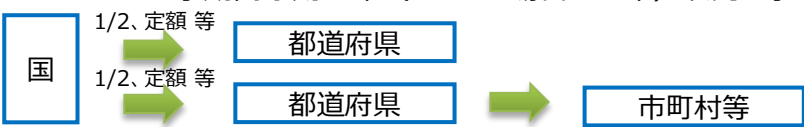
農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※既設の水位計等観測機器のシステムへの接続を含む。

【実施区域】 農用地区域、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

ため池の保全・避難対策

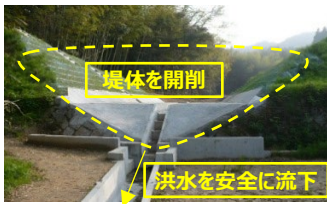


ため池の現地パトロール

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

62 畑作等促進整備事業

令和8年度予算概算要求額 2,603百万円（前年度 2,200百万円）

＜対策のポイント＞

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等の基盤整備**を支援します。

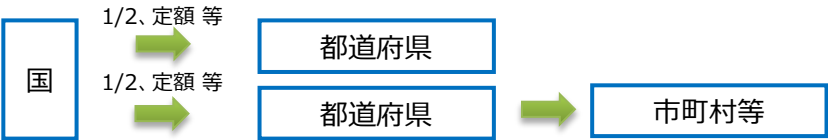
2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農用地区域（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

＜対策のポイント＞
農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、**農業水利施設等の管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を推進するとともに、**地域活性化を促進**するため、農村地域における**情報通信環境の整備**を支援します。

＜事業目標＞
農業水利施設等の管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（10地区）

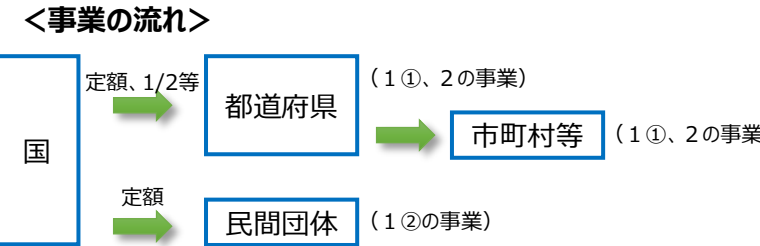
＜事業の内容＞

1. 計画策定事業
- ① 計画策定支援事業
情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、**情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組**を支援します。
 - ② 計画策定促進事業
事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う**民間団体の活動**を支援します。

2. 施設整備事業
- ① 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な**光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備**を支援します。
 - ② ①の情報通信施設を**地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備**を支援します。

【実施要件】

- ・事業実施計画を策定していること（1、2の事業）
- ・総事業費200万円以上 等（2の事業）



＜事業イメージ＞

（情報通信施設の活用例）

- 無線基地局。地域の取組内容に応じた適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。
- 農業水利施設等の管理の省力化・高度化に関する利用
- スマート農業の実装に関する利用
- 地域活性化に関する利用

64 農山漁村地域整備交付金 <公共>

令和 8 年度予算概算要求額 88,449百万円（前年度 76,249百万円）

<対策のポイント>

地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

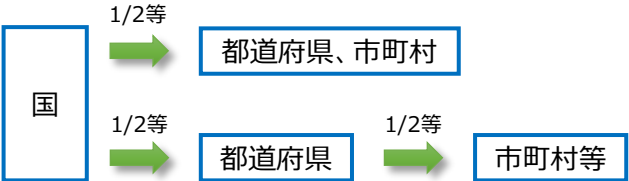
<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。
- また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進

老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】（農業農村分野）農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
（森林分野）林野庁計画課（03-3501-3842）
（水産分野）水産庁計画・海業政策課（03-6744-2387）

65 経営所得安定対策

令和8年度予算概算要求額（所要額）255,165百万円（前年度 254,092百万円）

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）202,384百万円（前年度 202,384百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）45,477百万円（前年度 44,604百万円）

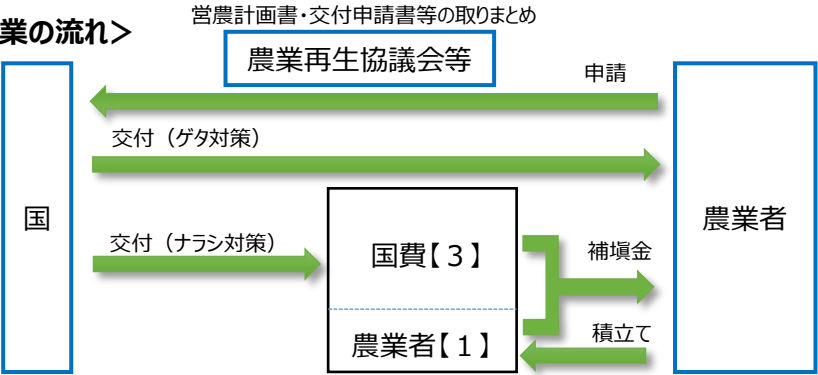
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和7年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者と国が1対3の割合で負担し、補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,304百万円（前年度 7,104百万円）

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

〔交付単価〕（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

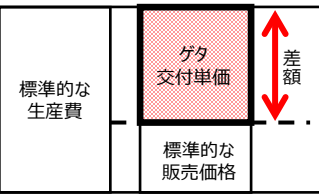
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

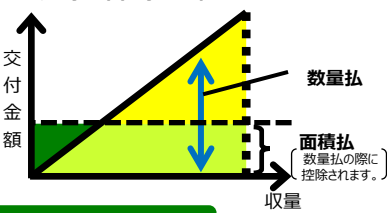
〔面積払〕 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞

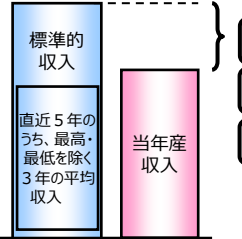


＜数量払と面積払との関係＞

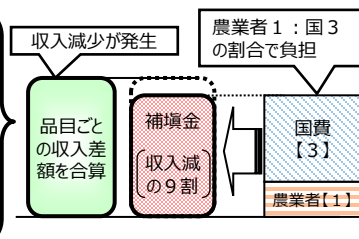


米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

〔都道府県等地域単位で算定〕



〔農業者ごとに算定〕



〔お問い合わせ先〕 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

66 収入保険制度の実施

令和8年度予算概算要求額 46,577百万円（前年度 39,924百万円）

＜対策のポイント＞

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

43,432百万円（前年度 36,887百万円）

① 農業経営収入保険料国庫負担金

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

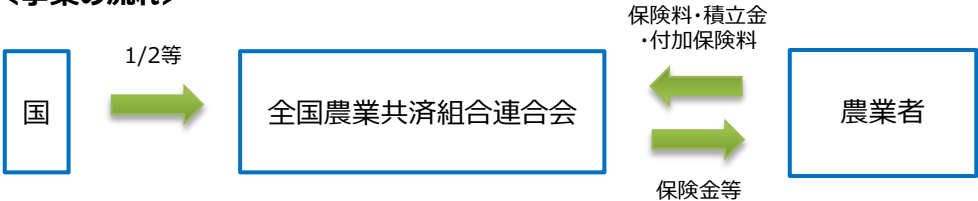
2. 農業経営収入保険に係る事務費

3,145百万円（前年度 3,036百万円）

農業経営収入保険事業事務費負担金

収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

＜事業の流れ＞



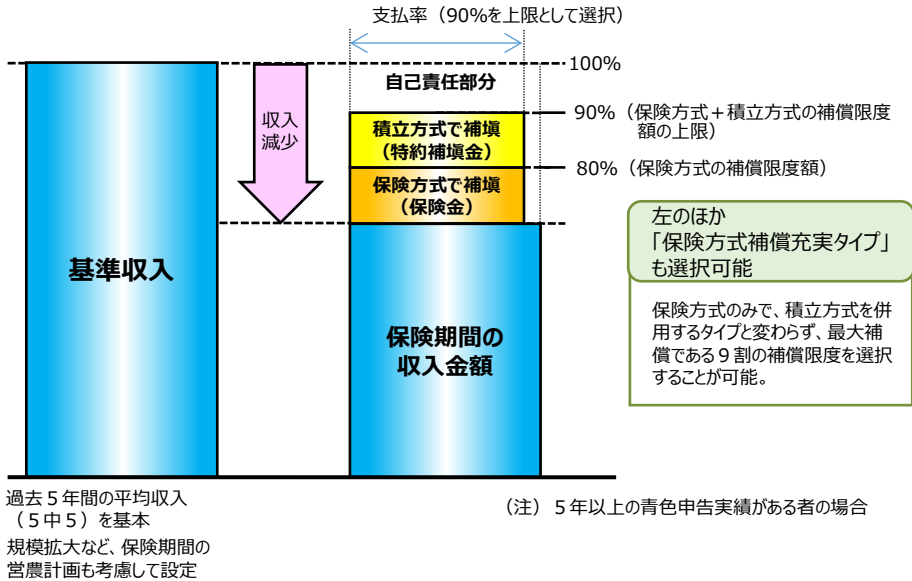
＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7148）

＜対策のポイント＞

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

1. 共済掛金国庫負担金（所要額）46,139百万円（前年度 46,059百万円）

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 33,718百万円（前年度 33,578百万円）

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 450百万円（前年度 450百万円）

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局保険課 （03-6744-2175）
（2、3の事業） 経営局保険監理官 （03-3502-7380）

68 野菜価格安定対策事業

令和8年度予算概算要求額（所要額）15,703百万円（前年度 15,618百万円）

<対策のポイント>

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

<政策目標>

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56%〔平成28年度〕→ 72%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

<事業の流れ>

国

定額等

ALIC

交付

登録出荷団体等

補給金

生産者等

<事業イメージ>

【基本的仕組み】

[指定野菜価格安定対策事業]

価格

平均販売価額

保証基準額 (90%)

最低基準額 (60%)

平均価格 (100%)

この一部 (原則90%) につき補給金を交付

<拋出割合>
国:都道府県:生産者 = 3:1:1

[緊急需給調整事業]

価格

価格高騰時 (150%以上)

・産地調整 (出荷促進)

⇒平均価格の30%相当を助成

平均価格 (100%)

価格低落時 (80%以下)

・産地調整 (出荷抑制)

・加工用販売

・市場隔離 (有効利用等)

⇒平均価格の70%相当を助成

<拋出割合>
国:生産者 = 4:1

指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加

（令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

[お問い合わせ先]

農産局園芸作物課

（03-3502-5961）

69 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

令和8年度予算概算要求額（所要額）163,953百万円（前年度 163,953百万円）

＜対策のポイント＞

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

＜政策目標＞

牛肉の生産量の増加（35万t〔令和5年度〕→36万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金

(所要額) 66,227百万円 (前年度 66,227百万円)

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

(所要額) 97,726百万円 (前年度 97,726百万円)

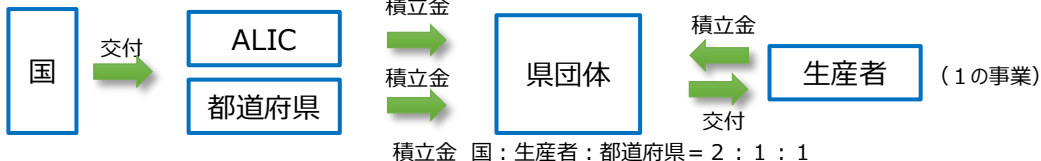
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。）。

＜事業の流れ＞

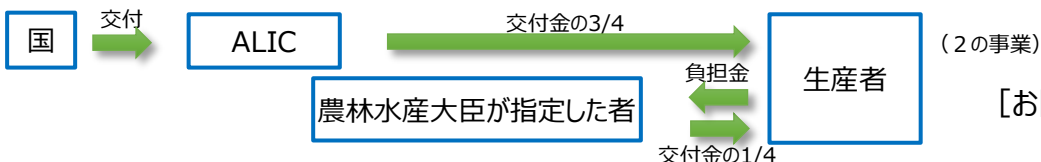
①保証基準価格を下回った場合



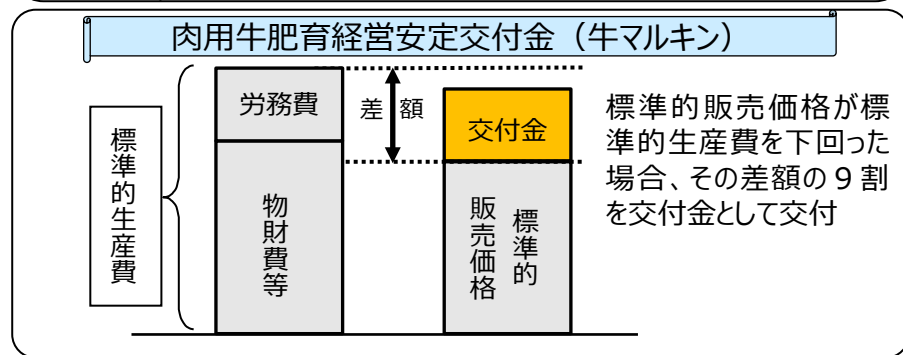
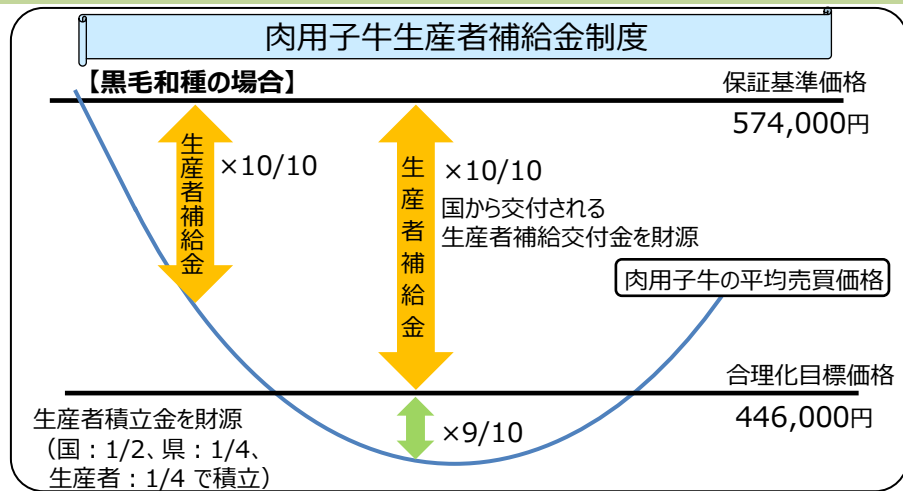
②合理化目標価格を下回った場合



積立金 国：生産者：都道府県＝2：1：1



＜事業イメージ＞



[お問い合わせ先] (1の事業) 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
 (2の事業) 企画課 (03-3502-5979)

70 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

令和8年度予算概算要求額
養豚（所要額）16,804百万円（前年度 16,804百万円）
採卵養鶏（所要額） 5,174百万円（前年度 5,174百万円）

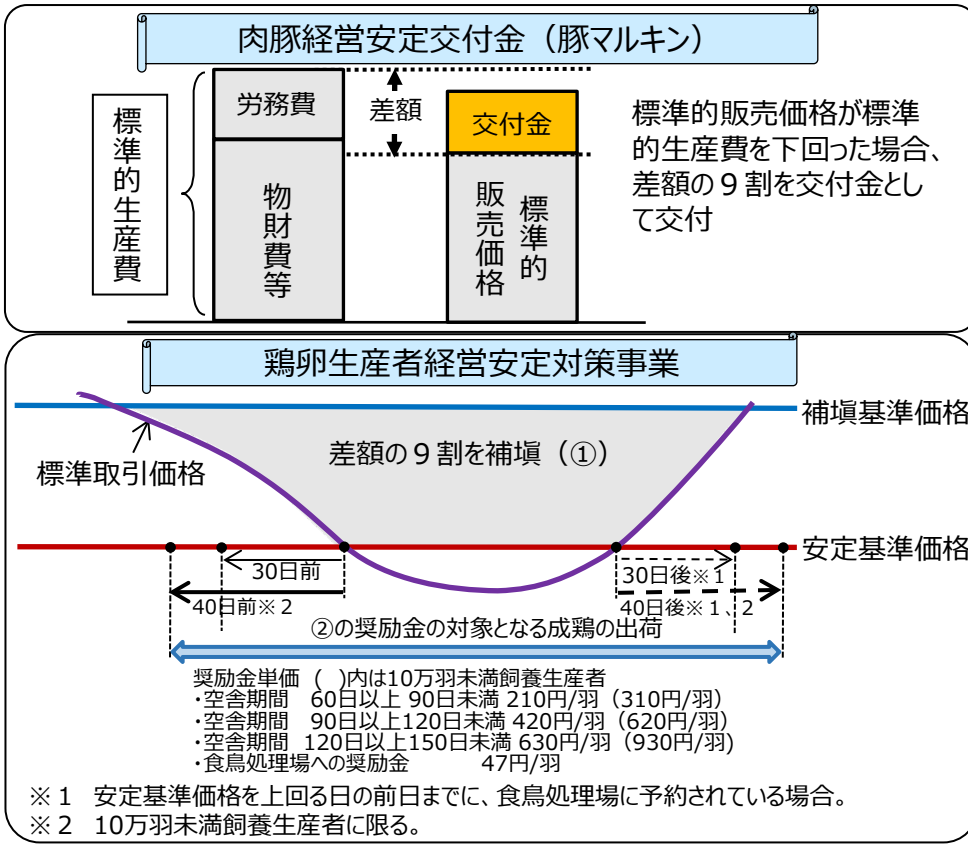
- <対策のポイント>
養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）については、補填率等の引上げを実施しました。（平成30年12月））
- <政策目標>
○ 豚肉の生産量の増加（91万t〔令和5年度〕→92万t〔令和12年度まで〕）
○ 鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内〔毎年度〕）

<事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援
肉豚経営安定交付金（豚マルキン）
（所要額）16,804百万円（前年度 16,804百万円）
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。）。
2. 採卵養鶏経営安定のための支援
鶏卵生産者経営安定対策事業（所要額）5,174百万円（前年度 5,174百万円）
① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。
③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)
(2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

71 酪農経営安定対策

令和8年度予算概算要求額（所要額）44,411百万円（前年度 44,411百万円）

＜対策のポイント＞

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

＜政策目標＞

需要に応じた生乳生産の推進（732万t〔令和5年度〕→732万t〔令和12年度〕）

＜事業の内容＞

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

(所要額) 38,463百万円 (前年度 38,463百万円)

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、**加工原料乳について生産者補給金等を交付**します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

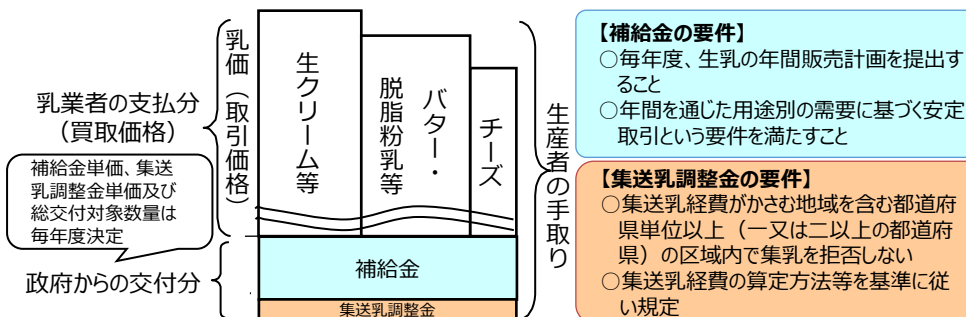
(所要額) 5,948百万円 (前年度 5,948百万円)

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去３年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の８割）を交付する事業を引き続き実施するとともに、経営安定機能の強化を図るための事業機能の拡充の検討に要する経費を支援します。

＜事業イメージ＞

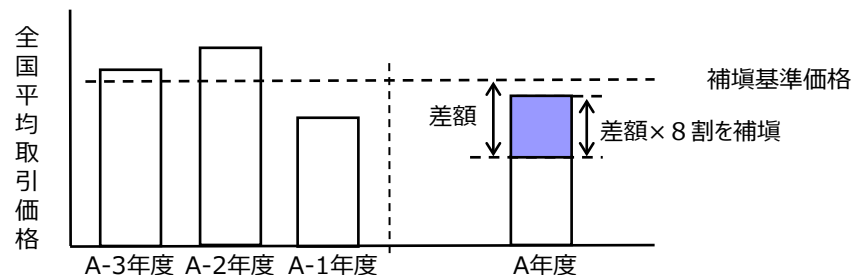
加工原料乳生産者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、集送乳が確実に行えるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。

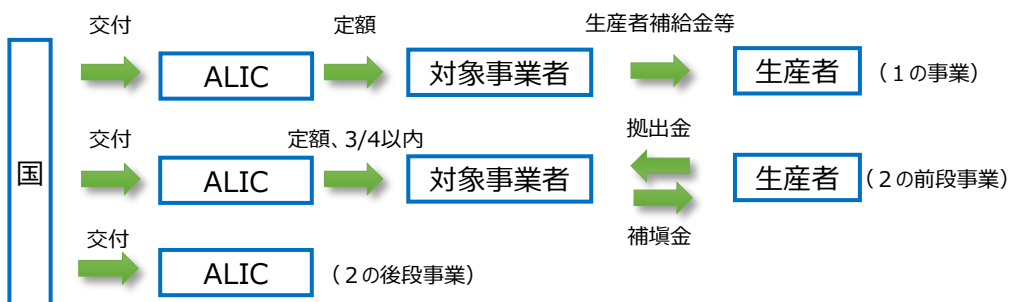


加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出（生産者：国＝1：3）により補填。



＜事業の流れ＞



「お問い合わせ先」 畜産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）

令和8年度予算概算要求額 家畜伝染病予防費 4,761百万円（前年度 4,761百万円）
国内防疫・水際対策 3,420百万円（前年度 2,955百万円）

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、**豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底**するとともに、**地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の確保・育成**を図ります。

- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病的発生予防・まん延防止
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

＜事業イメージ＞

発生予防対策

1 ①の事業

発生国・地域

- 野生動物
- 家畜保健衛生所等

- 防疫用教育素材の作成、必要な資材の備蓄、入山者の交差汚染防止対策（1③の事業）
- 豚熱経口ワクチン散布、サーベイランス等
- 野生動物の監視
- 検査・診断体制の整備
- 精度管理の実施体制の整備

2 ②の事業

水際検疫

- 海外からの侵入防止
 - 入国者への質問・検査、違反畜産物の廃棄
 - 検疫探知犬による検疫強化、靴底消毒
 - 発生情報の収集
 - 発生国・地域からの動物、畜産物等の輸入停止
 - 輸入家畜・畜産物等の検査

3 ③の事業

農場

- 飼養衛生管理の強化体制の構築
- 野鳥・野生動物、人・車両等を介した病原体の侵入防止
- 管理獣医師による衛生指導
- 地域研修会の開催
- 生産性に影響を及ぼす疾病への対策

4 ④の事業

魚病診断機関等

- 診断・防疫体制の構築
- 水産防疫に係る技術開発 等

防疫体制強化・生産性向上

産業動物獣医師

- 地域の産業動物獣医師を志す学生への修学資金の給付
- 遠隔診療等による適時適切な獣医療提供体制の整備

万が一の発生時には・・・

動物検疫所において、アフリカ豚熱等の侵入を防止するため、**入国者への質問・検査、検疫探知犬の探知業務、制度の周知・広報活動の実施、違法に輸入された畜産物の検査・廃棄等、水際検疫措置を一層強化**します。

まん延防止対策

産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に対する修学資金の給付、獣医学生のインターンシップなど産業動物分野への関心を高める取組、遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供体制整備についての取組等を支援します。

発生農場 (Occurrence Farm)

家畜保健衛生所 (Livestock Health Center)

発生時の迅速・的確な防疫措置 (Rapid and accurate quarantine measures at the time of occurrence)

1①の事業 (Business 1①)

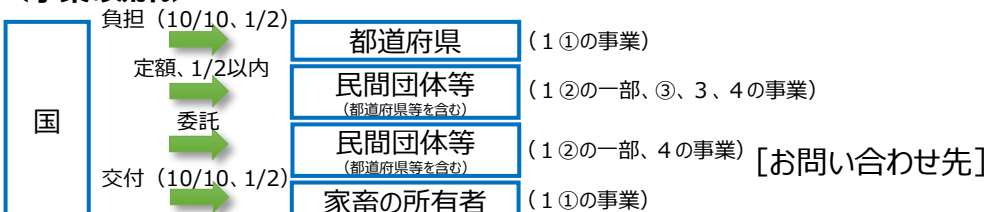
- 防疫に要する経費及び手当金等損失に対する支援 (Support for expenses and compensation for losses required for quarantine)
- 豚熱ワクチン接種 (Pseudotuberculosis vaccination)
- 早期発見・早期通報 (Early discovery and early reporting)
- 処分、焼却・埋却、消毒 (Disposal, incineration/burial, disinfection)
- 移動制限と衛生条件の確認による畜産物等の出荷 (Restriction of movement and confirmation of hygiene conditions for the shipment of livestock products, etc.)
- 清浄性確認のための検査 (Inspection for confirmation of cleanliness)
- 感染経路の調査 等 (Investigation of infection routes, etc.)

1②の事業 (Business 1②)

- 効率のかつ持続的な防疫措置の検証 (Verification of efficient and sustainable quarantine measures)

水産動物の防疫上重要な疾病のサーベイランス等の実施、遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した広域迅速診断体制の構築等を支援します。

(1、2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
(3、4の事業) 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)



＜対策のポイント＞

食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料の安定供給の確保に向け、鳥インフルエンザ・豚熱等の家畜の伝染性疾病やテンサイシストセンチュウ等の農作物の安定生産に影響のある病害虫の発生予防・まん延防止、国産農畜水産物の安全性の向上及び食育の推進に向けた都道府県等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 特定の有害化学物質・微生物の食品からの摂取量が科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等を超えないように抑制
- 次期食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1. 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

- ① 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止に向けた取組を支援します。具体的には、鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した地域一体での衛生管理向上及び農場の分割管理の取組、都道府県の検査実施体制の強化及び野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の検査の促進等について支援します。
- ② センチュウ類の緊急防除、カンキツグリーニング病菌の根絶防除、クビアカツヤカミキリやミバエ類の新たに侵入した病害虫のまん延防止対策等、総合防除の実践やカメムシ等地域で防除が困難となっている病害虫に対する防除対策の確立等を支援します。

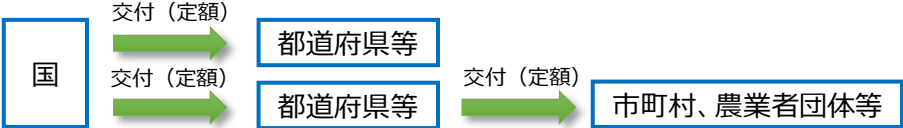
2. 国産農畜水産物の安全性の向上

国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組を支援します。

3. 食育の推進

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用の促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた「地域農業・教育連携モデルの創出」を支援するなど、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

- ① 鳥インフルエンザ、豚熱を始めとする家畜や野生動物の伝染性疾病への対応
 - (ア) 養豚場における野生動物侵入防止壁や鶏舎入気口フィルター等の整備、農場の分割管理のため追加で必要となる設備等の整備
 - (イ) 都道府県における検査実施体制及びバイオセキュリティの高度化を図るための施設等の整備
 - (ウ) 野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の浸潤状況を把握するため、検査の促進を図る取組等を支援
- ② 農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
 - (ア) センチュウ類、アリモドキゾウムシ、クビアカツヤカミキリ、ミバエ類等の基大な被害を与えるおそれのある病害虫のまん延防止対策
 - (イ) 総合防除の実践やカメムシ等地域で防除が困難となっている病害虫に対する地域の実態に応じた防除体系の確立等を支援



鳥インフルエンザの症状



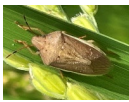
豚熱の症状



ミカンコバエ群



クビアカツヤカミキリ



イネカメムシ

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

- ① 有害化学物質・微生物のリスク管理措置の導入等を支援
- ② 農業生産段階におけるリスク管理措置の推進
- ③ 農薬の適正使用等の推進
- ④ 海洋生物毒等の監視の推進
- ⑤ 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進

3. 食育の推進

- ① 総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出
- ② 生産者と消費者との交流の促進
- ③ 学校給食における地場産物等の活用の促進 等

74 「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進

令和8年度予算概算要求額 6,440百万円（前年度 2,605百万円）の内数

＜対策のポイント＞

効果的な病虫害防除による生産力の向上と環境負荷の低減を通じた農業生産の持続性の確保の両立に資する、化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進していくための取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農業者の総合防除の実践と浸透を図る総合防除実践指標を470件策定〔令和12年まで〕（食料・農業・農村基本計画のKPI）
- 化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減〔令和32年まで〕（みどりの食料システム戦略のKPI）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業
- 103百万円（前年度 96百万円）の内数
- ① 広域で損害を及ぼすおそれのある難防除病虫害について、発生状況の把握、総合防除体系の確立を行い、対策マニュアルの整備等を実施します。

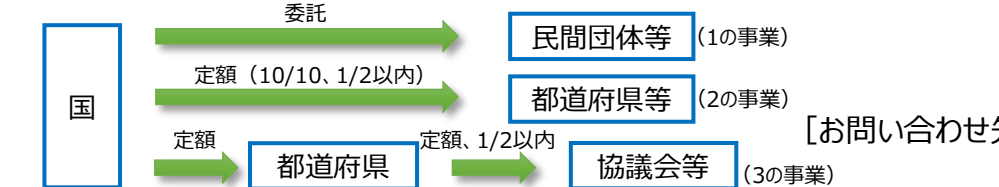
② 精緻かつ迅速な発生予察の実現に向け、新たな発生予察の調査手法を確立します。
2. 消費・安全対策交付金のうち病虫害の防除の推進
- 2,426百万円（前年度 1,896百万円）の内数
- ① 総合防除実践指標の作成、これらに必要な地域の総合防除体系を確立するための実証などの総合防除の実践に向けた取組を支援します。

② 従来の防除対策では防除が困難化した作物に係る新たな防除技術の実証等による防除体系の確立を支援します。

③ 関係者と産地が連携し、地域一体となった効果的・効率的な新たな広域型総合防除体制のモデル的な構築を支援します。
3. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちグリーンな生産体系加速化事業
- 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、化学農薬低減等の「環境にやさしい栽培技術」と慣行の栽培に比べ「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな生産体系」への転換に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業

全国的な難防除病虫害

総合防除

発生状況の把握、総合防除体系の確立、対策マニュアルの整備等

病虫害の防除の推進

総合防除の実践

指標
✓ 発生状況の把握
✓ 発生状況の把握
✓ 発生状況の把握

IPM

指導者の育成に必要な研修、講習等への参加・開催を支援

指標の策定や指標を用いた農業者による総合防除の自己点検

防除が困難化した作物に係る防除体系の確立

- ・ 気候変動等の影響により発生が増加した病虫害
- ・ 薬剤抵抗性病虫害
- 代替農薬の選定やローテーション散布の検証等
- ・ 農薬登録の見直し等に伴う使用可能な農薬の減少
- 新たな防除技術や資材の実証
- 現場のニーズに対応した効果の高い代替農薬の選定等

グリーンな生産体系加速化事業

(例) 土壌くん蒸剤の代替技術の導入

連作により土壌くん蒸剤だけでは防除できない土壌病害虫の常発

代替技術の導入

- ・ 緑肥の導入
- ・ 輪作・休耕の実施
- ・ 土壌還元消毒の利用
- ・ マニユアスプレッターによる省力散布 等

技術の検証

栽培マニュアル、産地戦略の策定

土壌くん蒸剤の低減

(1と2の事業)

消費・安全局植物防疫課

(03-3502-3382)

(3の事業)

農産局技術普及課みどりユニット

(03-6744-2107)

＜対策のポイント＞

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の「経済面」の取組、生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押しします。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

＜事業の全体像＞

農山漁村地域

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）
地域資源活用価値創出委託調査事業

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

創出支援型



官民共創による地域課題解決

農泊推進型



景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発

農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

インバウンド食関連消費拡大型



GI産品等を活用した食コンテンツの開発

都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援

情報発信

交流

就農移住

中山間地域等

中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



農村RMOによる生活支援



高収益作物の導入



栽培技術のeラーニング

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の粗放的利用

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

地域社会の維持・活性化

75-1 農山漁村振興交付金のうち
地域資源活用価値創出対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。

③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。

④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

⑤ インバウンドの滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等との連携を促し、GI産品等を活用した食コンテンツの開発、ガイドの育成・確保等の取組を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。

③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

④ 「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>

国

定額、1/2等

民間団体、地域協議会等

（1、2②、③、④の事業）

定額、1/2等

都道府県

民間団体、地域協議会等

（1、2②、③、④の事業）

定額

都道府県

（1②、③、④の事業）

1/2等

地方公共団体

（2①の事業）

3/10、1/2等

地方公共団体

農林漁業者の組織する団体等

（2①の事業）

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型

官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

③農泊推進型

④農福連携型

⑤インバウンド食関連消費拡大型

GI産品等を活用した食コンテンツの開発

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型

農林水産物直売所の整備

農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型

③農福連携型

④インバウンド食関連消費拡大型

食関連施設（古民家レストラン等）の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-6744-1855）

75-2 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）
令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>
農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門
家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>
地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業
地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネス
アイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。
① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業
① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地
域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央
プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等
の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民
共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業
地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に
対して、専門家を派遣する取組等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>

国

定額、1/2
定額
定額

都道府県
民間団体等
都道府県

定額、1/2
(2の事業)
(3の事業)

農林漁業者、市町村、
民間事業者等

(1の事業)

<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業


地域の農林水産物で
新商品を開発


竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業

事業化前

事業化後

民間企業

地域課題の提示

マッチング・
伴走支援

中間支援組織
(地域と民間をつなぐ機動的な機能)

地域課題の把握

中央サポートセンター

支援要請

都道府県サポートセンター

・プランナー等の派遣
・デジタル人材の派遣・育成
・問合せ・相談 等

課題を抱える地域

病院、企業、学校等

派遣

地産地消コーディネーター

[お問い合わせ先]

(1、2①③、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)

(2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2141)

75-3 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）
令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>
農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。

<事業目標>
○ 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
○ 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）
① 農泊推進事業等
農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限額は以下に示す）】
ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【上限500万円/年】
イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。【上限500万円（年基準額：250万円）】
ウ 人材活用事業【研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年】
② 広域ネットワーク推進事業
戦略的な国内外への**プロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、都道府県による**広域連携の促進**、ニーズ調査等を支援します。【事業期間：1年、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）
① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設や一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）
② **農家民泊等**における**小規模な改修**を支援します。【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】
<地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合の加算措置>
①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

地域協議会
小売業 飲食業 宿泊業
金融業 中核法人 旅行業
交通業 農林水産業

地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発

宿泊施設予約システムの構築

専門家の派遣・指導

避難所等としての活用

遊休資産を活用した施設の整備

<事業の流れ>

国	定額	地域協議会等	(1 ①の事業)
	定額	都道府県	→ 地域協議会等 (1 ①の事業)
	定額	民間企業等	(1 ②の事業)
	1/2	中核法人等	(2 ②の事業)
	1/2	都道府県	→ 中核法人等 (2 ②の事業)

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

75-4 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）
令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>
農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた取組、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。
※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>
農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>
1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）
① 農福連携支援事業
ア 農福連携の取組
障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。
【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限150万円/年※）】
※整備事業が経営支援の場合は300万円/年。作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能
イ 地域協議会の設立及び体制整備 ※構成員に市町村を含むこと
地域協議会による農福連携を地域で広げるための取組を支援します。
【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円/年）】
② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業
農福連携の全国的な展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成の取組等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】
2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）
障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援します。
【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】
<事業の流れ>
国
定額、1/2
農業法人、社会福祉法人、民間企業等（1①、2の事業）
定額、1/2
都道府県
定額、1/2
農業法人、社会福祉法人等（1①、2の事業）
定額
民間企業、都道府県等（1②の事業）

<事業イメージ>
1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）
① 農福連携支援事業
農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備
② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業
普及啓発 専門人材育成研修
2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）
農業生産施設（水耕栽培ハウス） 養殖施設 処理加工施設
園地、園路整備 休憩所、トイレの整備
[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

75-5 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）
令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞
農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトでのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援します。

＜事業目標＞
インバウンドによる一人当たり食関連消費額（6.4万円／人〔令和5年〕→7.5万円／人〔令和12年まで〕）

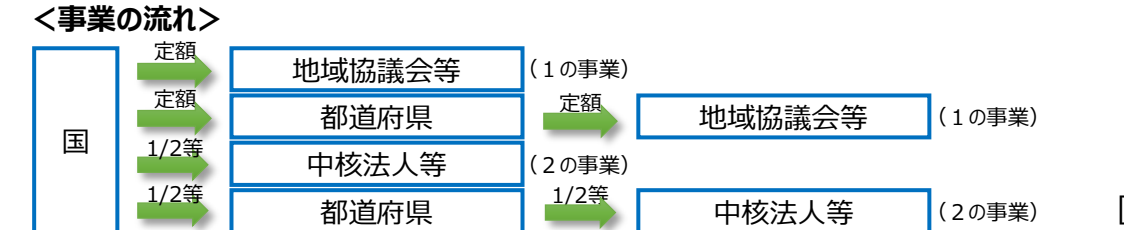
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（インバウンド食関連消費拡大型）
- ① インバウンド食関連消費拡大推進事業
農泊地域等が連携した受入体制の構築、海外のニーズ調査、GI産品や輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、インバウンドの周遊に必要なデマンド交通の実証、モニターツアーの実施、観光コンテンツのOTA登録※1、土産品の越境ECへの登録等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年基準額：500万円））】
※1 OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと
- ② 人材活用事業
インバウンド向けのガイドなどを担う地域外の人材（研修生）や地域内に無い専門知識を持つガイド等（専門家）を活用し、来訪者の満足度向上を図る取組を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年）】



2. 地域資源活用価値創出整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）
- 1による「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設（古民家を活用したレストラン、輸出に寄与する加工施設、飲食業の生産性向上に資する省力化施設等）の整備を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：1/2等※1（上限2,500万円※2/事業期間）】
※1 中山間地域等：交付率55%
※2 遊休資産の改修：上限5,000万円



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

75-6 農山漁村振興交付金のうち
中山間地農業推進対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

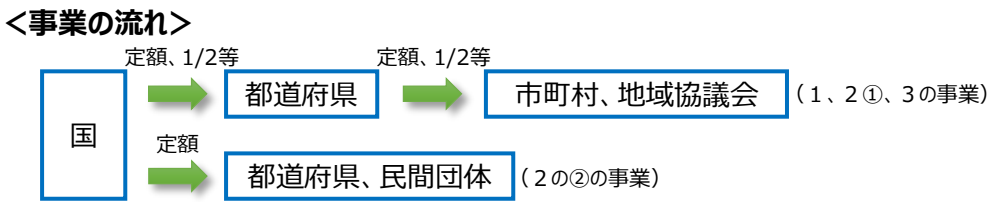
＜対策のポイント＞
中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組※、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成※のほか、棚田地域振興に関する取組を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

＜事業目標＞
中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

- ＜事業の内容＞
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業
- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
 - ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限3,000万円（年基準額：1,000万円））】
2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
- ① 農村RMOモデル形成支援
 - ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。
 - イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限3,000万円（年基準額：1,000万円））】
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年基準額1,200万円
 - ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。
【事業期間：上限5年、交付率：定額（上限300万円（将来ビジョン、活動継続計画策定）、1/2以内（上限600万円（ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組。ただし、初年度と最終年度は上限300万円））】
 - ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業
- ① 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組を支援します。
 - ② 先進的機器の導入による共同活動支援：先進的機器の棚田地域への導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（①上限50万円/年、②上限100万円/年）】



＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上
高収益作物導入

イ 販売力強化
高糖度栽培技術導入

ウ 農用地保全
棚田の保全

エ 複合経営
ミニトマト栽培と加工品の開発

オ 生活支援
買物支援・見守り

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

農用地保全 地域資源活用 生活支援

② 農村RMO形成伴走支援

全国規模の研修、中間支援組織による人材育成

3. 棚田地域振興対策推進事業

① 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり

地域外からの人材の受け皿を整備

② 先進的機器の導入による共同活動支援

リモコン式草刈機 ドローン 自動給水栓

社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化

「むらづくり」を推進
農村の

棚田を核とした
地域振興

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する**農村RMO※の形成を推進**するため、**むらづくり協議会等が行う実証事業**のほか、協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**や**全国プラットフォームの運営**等を支援します。

※ 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

※ **農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）**
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

＜事業目標＞

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農村RMOモデル形成支援

① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につながる取組**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業**等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限3,000万円（年基準額：1,000万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年基準額1,200万円

③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した実証事業等**を支援します。

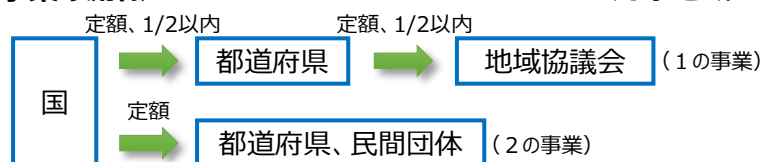
【事業期間：上限5年、交付率：定額（上限300万円（将来ビジョン、活動継続計画策定））、1/2以内（上限600万円（ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組。ただし、初年度と最終年度は上限300万円））】

2. 農村RMO形成伴走支援

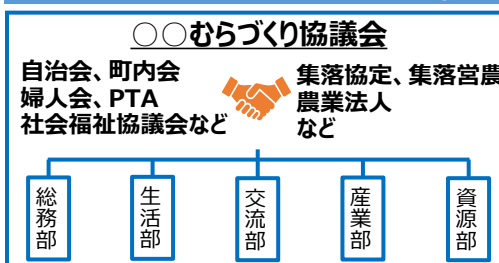
農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成等**を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの運営**を支援します。

＜事業の流れ＞

※対象地域：8法指定地域等

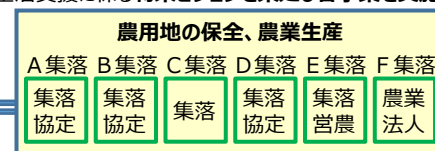


農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



●複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立

●地域の話し合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る**将来ビジョン**を策定し各事業を実施



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」

これまでの活動から
一歩踏み出し、
農村RMOの形成に
つなげる取組を実施

遊休農地活用を開始



生活支援に着手



農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」

農用地保全

地域資源活用



生活支援



スマート農業機械の実証

食材の地域内循環



The diagram illustrates a local food circulation system. It features a central circular arrow indicating a continuous loop. On the left, a man and a woman stand next to a basket of fresh vegetables. On the right, a woman is seated at a table, possibly preparing food or packaging. In the background, there is a small house and a truck, suggesting the flow of goods between production, processing, and distribution within the community.

テレビ画面で買い物支援

将来ビジョン策定や調査・計画作成・実証等

農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】

A photograph showing a classroom or meeting room. A person in a yellow shirt is standing at the front, pointing at a whiteboard. Several people are seated at long tables covered with blue cloths, facing the front. The room has a wooden floor and a whiteboard.

中間支援組織による
人材育成研修

【全国単位の支援】

A group of people, including children and adults, are standing in front of a small, rustic building with a sign that reads "MUSEO". The building is made of wood and has a thatched roof. The people are dressed in casual clothing, and some are wearing backpacks. The background shows a hillside with trees and a clear sky.

情報・知見の蓄積・共有、
研修等の支援

「お問い合わせ先」 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

-
- 長大面の芝生化
- 放牧

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【土地利用構想の策定】 【粗放的利用のための条件整備】 【省力化機械の導入】 【蜜源作物等の作付け】

2. 荒廃農地再生支援事業

農用地区域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良等を支援

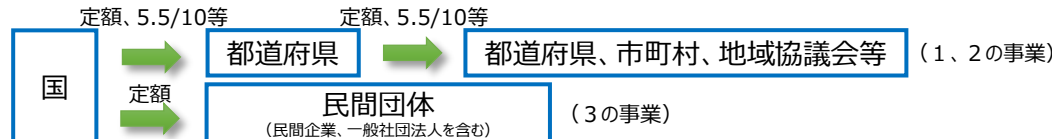
伐根・整地

廃ハウス等の支障物撤去

水路の補修・整備

土壌改良資材等の投入

＜事業の流れ＞



中山間地域等の実情に即した
土地利用構想を實現

荒廃農地を解消し、
農山漁村地域を活性化

「お問い合わせ先」 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

75-9 農山漁村振興交付金のうち
都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞
都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業目標＞
都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

国

定額

民間団体、地域協議会等（1の事業）

定額

民間団体、地域協議会、市区町村等（2の事業）

定額

都道府県

定額

民間団体、地域協議会、市区町村等（2の事業）

＜事業イメージ＞

都市農業アドバイザーの派遣

税・相続に関する講習会

都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

都市農業機能発揮支援

都市住民と共生する農業経営の検討

都市住民との交流促進

防災機能の維持・強化

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。

地域支援型

モデル支援型

都市農地創設支援型

＜各地域への波及＞

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。

貸借

都市農業者（担い手）

都市農業共生推進等地域支援

農作業体験会の開催

マルシェ等の開催

防災訓練や防災兼用井戸の整備

農村ファンの拡大

環境負荷低減への取組

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

76 中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

令和8年度予算概算要求額 43,083百万円（前年度 41,152百万円）

<対策のポイント>

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization） 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織 2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。 3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。 <事業の流れ> 国 定額、1/2以内 都道府県 定額、1/2以内 市町村、地域協議会 (1の事業) 定額 都道府県、民間団体 (1の事業) 注 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。	中山間地農業推進対策 ○ 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援 ○ 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 [支援事業] 優遇措置※ ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ ・ 農地集約化促進事業 ・ 農業農村整備関係事業 ・ 集落営農連携促進等事業 ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業） ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策 等） ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 [連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策） 地域を下支え 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 [支援事業] 優遇措置※ ・ 多面的機能支払交付金 ・ 環境保全型農業直接支払交付金 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業 ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 [連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

※ 採択に当たっての配慮、上限事業費・交付率の拡大、受益面積要件の緩和、事業要件の緩和等

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

77 鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

令和8年度予算概算要求額 11,795百万円（前年度 10,009百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組**等を支援します。また、森林における**効果的・効率的なシカ捕獲の取組**を実施、支援します。

＜事業目標＞

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24％（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

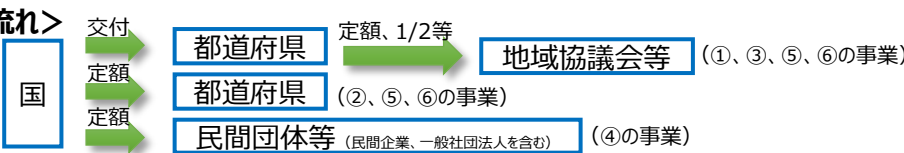
＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

11,627百万円（前年度 9,900百万円）

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業
シカの**集中捕獲**や、クマの**捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の**重点的な捕獲対策**等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカ等による森林被害緊急対策事業

168百万円（前年度 109百万円）

森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローン等による捕獲ポイントの特定調査、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における自動撮影カメラ・AIによる生息状況把握、国土保全のための捕獲を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



〔鳥獣対策の取組〕

- ① **スマート捕獲等の普及の加速化**
ICT等を活用して実施する、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援
- ② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援

〔ジビエ利用推進の取組〕

- ① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進
(捕獲段階) (処理・加工段階) (流通・消費段階)
- ② **国産ジビエ認証の取得推進**
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進



- (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
- (2の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

＜事業目標＞

防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、以下の支援を実施します。

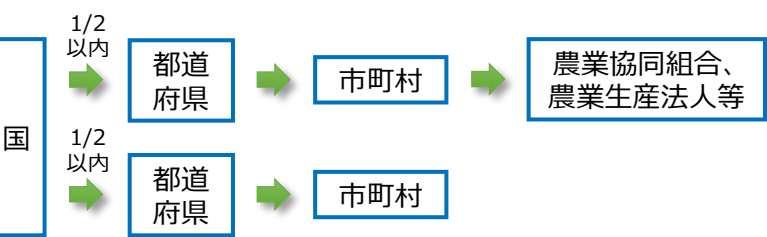
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を支援します。

2. 関連整備等

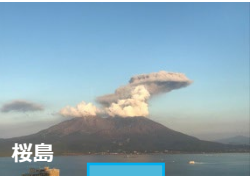
1に関連する一体的な整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

火山の噴火

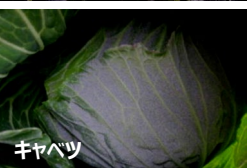


桜島

農作物への降灰
（茶、露地野菜等）



茶



キャベツ



エンドウマメ

＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）



茶葉洗浄用機械（乗用型）

・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します。



据置型洗浄用機械

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します。

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物



茶



キャベツ



エンドウマメ

79 環境と調和のとれた食料システムの確立

<対策のポイント>
環境と調和のとれた食料システムの確立に向けて、みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費までの各段階における環境負荷低減の取組とイノベーションを推進します。

<政策目標>
化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の全体像>

みどりの食料システム戦略推進総合対策 3,911百万円		食品産業における持続可能性に配慮した取組の推進	
農畜産分野におけるグリーンな生産体系への転換、有機農産物の生産・需要拡大、環境負荷低減の「見える化」やＪ－クレジットの推進などみどり戦略に基づく取組の加速化		サステナビリティ課題解決支援事業 56百万円 - 気候変動などのサステナビリティ課題の解決に向けた官民の連携を推進 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 259百万円の内数 - 地域の未利用資源の活用、食品リサイクルの効率化・ブランド化の取組を推進 フードテック支援事業 70百万円の内数 - フードテック等の環境負荷低減や労働生産性向上に資する新技術活用を支援等	
環境負荷低減や気候変動への適応に資する技術・生産体系の研究開発の推進		林業・水産業における持続可能性の確保	
戦略的農林水産研究推進事業 1,852百万円の内数 - 環境負荷を低減する化学農薬施用技術や畜産からのGHG排出削減技術等のほか、気候変動に対応するための害虫の発生予測技術等の開発を実施 生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発 1,030百万円の内数 - 気候変動に適応する高温耐性品種の開発等を実施等		森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 18,229百万円の内数 - 搬出間伐の実施、省力・低コスト再造林、エリートツリー等の苗木の安定供給の推進 漁業構造改革総合対策事業 7,000百万円の内数 - 高性能漁船の導入等による収益性向上の実証を支援 養殖業成長産業化推進事業 395百万円の内数 - 輸入や天然資源に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料、人工種苗の開発等	
農畜産業における環境負荷低減や気候変動への適応の取組の推進		持続可能な農山漁村の整備	
環境保全型農業直接支払交付金 2,871百万円 - 有機農業や化学農薬・化学肥料の使用量低減の取組促進 強い農業づくり総合支援交付金 12,152百万円の内数、 農地利用効率化等支援交付金 3,007百万円の内数 - 化学農薬・化学肥料の使用量低減、CO2ゼロエミッション化等の推進に必要な機械、施設の整備 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 3,957百万円の内数 - 穀物の高温耐性品種に係る種子生産の取組を支援 果樹農業生産力増強総合対策 6,125百万円の内数 - 遮光ネット等の資機材の導入、気候変動適応対策の実証等の取組を支援 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち有機飼料の生産支援 5,581百万円の内数 - 飼料の有機栽培を支援 持続可能性配慮型畜産推進事業 89百万円の内数 - 畜産分野における温室効果ガス（GHG）対策の普及啓発等を実施等		環境との調和に配慮した - 農業生産基盤の整備、農業水利施設の省エネ化等の推進 - 森林吸収量の確保・強化や国土強靱化に資する森林整備の推進 - 水産資源の増大のための施設整備	
		[お問い合わせ先] 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-7186)	

＜対策のポイント＞

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

- ①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。
 - ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
 - イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
 - ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
 - エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組
- ②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。
 - ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
 - イ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり
 - ウ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
- ③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。
 - ア 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
 - イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農【みどり法の認定を受けた農業者】
 - ウ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等【みどり法の認定を受けた事業者】
 - エ バイオマスプラントの導入等【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

- ア 関係者の理解促進に向けた活動や環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ ークレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成等の推進
- ウ 新たな環境直接支払創設に向けた調査、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証、地域の効果的な気候変動適応策などの情報提供
- エ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



〔お問い合わせ先〕
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）